2　清算株式会社は、協定債権者松井悦子、同水谷徹及び同水谷峻を除く各協定債権者（以下「本件協定債権者」という。）に対し、本協定の認可の決定が確定した日から２週間以内に、基準債権額の6.19679623パーセントの金員を弁済する。振込手数料は、清算株式会社の負担とする。

3　本件協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各基準債権の総額から各弁済額を控除した残額及び平成29年２月17日以後の利息・遅延損害金につき、その債務を免除する。

4　協定債権者松井悦子、同水谷徹及び同水谷峻は、本協定の認可の決定が確定したときに、清算株式会社にする債権の全額につき、その債務を免除する。

5　第２項の弁済後、清算株式会社に新たに財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、本件協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、本件協定債権者が第３項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

津地方裁判所四日市支部

平成２８年（ヒ）第１００２号

広島市中区袋町５番13号
清算株式会社　株式会社桐嶋実業
代表清算人　村上　俊二

1　決定年月日　平成29年２月15日

2　主文　次の協定を認可する。

協定

第１　通則

1　特別清算債権

平成28年12月１日（特別清算開始決定日）までの原因に基づいて発生した清算株式会社に対する債権並びに同日以後の利息、遅延損害金、信用保証料及び延滞保証料を特別清算債権とする。

2　利息・遅延損害金の免除

特別清算債権のうち、平成28年８月１日（解散の日）以後の利息、遅延損害金、信用保証料及び延滞保証料については、本協定認可決定確定時に全額の免除を受ける。

3　弁済の方法及び端数の処理

⑴　本協定による弁済は、特別清算債権を有する債権者（以下「特別清算債権者」という。）の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込みに要する費用は、清算株式会社の負担とする。

⑵　按分弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。

第２　一般債権

1　定義

一般債権とは、特別清算債権のうち、関係者債権及び優先的債権に該当しないものをいい、一般債権者とは、清算株式会社に対して一般債権を有し、かつ、関係者債権又は優先的債権を有しない者をいう。

2　一般債権の弁済及び免除

⑴　清算株式会社は、本協定認可決定確定日から１か月以内に、一般債権者に対して、一般債権の元本部分の金額に1.00％を乗じた金額を弁済する。

⑵　清算株式会社は、すべての資産の換価が完了した日から１か月以内に、一般債権者に対して、一般債権の元本部分の金額に0.69％を乗じた金額を弁済する。

⑶　一般債権者は、第１項に定める弁済を受けたとき、清算株式会社に対し、一般債権の総額から、一般債権の元本部分の金額に1.69％を乗じた金額を控除した残額を免除する。

第３　関係者債権

1　定義

関係者債権とは、特別清算債権のうち、村上俊二、村上公雄、村上聖樹子、村上公将、花田充夏、村上松榮、西野純子及び村上洋子（以下、合わせて「関係者債権者」という。）が有する債権をいう。

2　関係者債権の免除

関係者債権者は、本協定認可決定確定時に、清算株式会社に対し、関係者債権の全額を免除する。

第４　共益的債権及び優先的債権

1　定義

⑴　共益的債権

共益的債権とは、清算株式会社の特別清算手続において発生する、特別清算債権者の共同の利益のために要する費用（裁判上の費用及び清算業務の遂行に要する費用等）の請求権をいう。

⑵　優先的債権

優先的債権とは、特別清算債権のうち、国税徴収法または国税徴収の例によって徴収することができる請求権をいう。

2　共益的債権及び優先的債権の弁済

共益的債権及び優先的債権は随時弁済する。

第５　追加弁済

前記第２に規定する一般債権に対する弁済が終了した後、清算株式会社に新たに換価可能な資産が発見されたときは、清算株式会社は、速やかにこれを換価し、当該換価代金から必要な費用を控除した残額を、一般債権の元本部分の金額に応じ按分して、一般債権者に対し弁済する。この場合において、各債権者が本協定に基づき行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度でその効力を失うものとする。

広島地方裁判所民事第４部

監督命令

平成２９年（再）第８号

東京都渋谷区代々木２丁目１番１号
再生債務者　株式会社ニュートンプレス

1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

2　監督委員　東京都千代田区五番町５番地　ＪＳ市ヶ谷ビル３階　長島良成法律事務所　弁護士　長島　良成

平成29年２月20日

東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２９年（再イ）第８号

埼玉県入間市大字上藤沢311番地１
再生債務者　飯野　博通

1　決定年月日時　平成29年２月16日午後５時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成29年３月９日まで

4　一般異議申述期間　平成29年３月23日から平成29年４月３日まで

さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（再イ）第２１４号

埼玉県朝霞市宮戸４丁目13番61―1104号
再生債務者　三浦　孝夫

1　決定年月日時　平成29年２月20日午後５時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成29年３月13日まで

4　一般異議申述期間　平成29年３月27日から平成29年４月３日まで

さいたま地方裁判所第３民事部

平成２８年（再イ）第７０号

埼玉県越谷市大字大房721番地16
再生債務者　臼井　正光

1　決定年月日時　平成29年２月20日午後５時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成29年３月13日まで

4　一般異議申述期間　平成29年３月27日から平成29年４月３日まで

さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２８年（再イ）第１０１号

埼玉県春日部市藤塚2255番地13
再生債務者　向後　芳弘

1　決定年月日時　平成29年２月20日午後５時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成29年３月13日まで

4　一般異議申述期間　平成29年３月27日から平成29年４月３日まで

さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２９年（再イ）第６号

神奈川県小田原市曽比3172クワフェリーチェ２Ｃ
再生債務者　松浦　秀明

1　決定年月日時　平成29年２月20日午前11時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成29年３月13日まで

4　一般異議申述期間　平成29年３月27日から平成29年４月３日まで

横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係